

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の第二項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第一の備考の二に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。</p> <p>三（略）</p> <p>四 前各号の測定（第一号及び第五号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。</p> <p>五 第一号及び第五号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。</p>

法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項各号の測定（第一号及び第四号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。

- 二 前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)	(略)
備考 この表の下欄に掲げる数値を適用して算出される第三条第一項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたも		

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)	(略)
備考 この表の下欄に掲げる数値を適用して算出される第三条第一項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたも		

のとする。

- 一 (略)
- 二 規格K二三〇一、規格K二五四一―一から二五四一―七
まで又は規格M八八一三に定める方法により燃料の硫黄含
有率を、規格Z八七六二―一から八七六二―四までに定め
る方法その他の適当であると認められる方法により燃料の
使用量をそれぞれ測定する方法
- 三 (略)

様式第7

(別紙)

様式第8 (第19条関係)

(略)

裏

(略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰
金に処する。

四 (略)

のとする。

- 一 (略)
- 二 規格K二三〇一、規格K二五四一又は規格M八八一三に
定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z八七六二に
定める方法その他の適当であると認められる方法により燃
料の使用量をそれぞれ測定する方法
- 三 (略)

様式第7

(別紙)

様式第8 (第19条関係)

(略)

裏

(略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰
金に処する。

三 (略)

(新)

様式第7 (第15条関係)

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時 間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	C s	(mg/Nm ³)					
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	C	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 5 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

改正	現行
<p>（排出水の汚染状態の測定）</p> <p>第九条 法第十四条第一項の規定による排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）様式第一別紙四により申請したものをいい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五</p>	<p>（排出水の汚染状態の測定）</p> <p>第九条 法第十四条第一項の規定による排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。</p> <p>二 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>三 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。</p>

号) 第二条第一項に規定する温泉をいう。) を利用するものに限る。

() に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上)、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市(以下この号及び第五号において「都道府県等」という。)が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数^レを定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの(法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第一百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第一百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

様式第11 (第11条関係)

(略)

裏

(略)

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、第14条の9第5項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うことができる。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 (略)

様式第11 (第11条関係)

(略)

裏

(略)

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の7第1項、第14条の8第5項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うことができる。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

四 (略)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年六月十三日環境省令第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>附則別表</p> <p>備考</p> <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（<u>法第二條第六項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種以外その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。下欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>附則別表</p> <p>備考</p> <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（<u>法第二條第五項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種以外その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。下欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 (略)</p>

○排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年十一月十日環境省令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき、同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法<u>第二条第六項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法<u>第三条第一項</u>に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から五年間は、第一条に規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>附則別表</p> <p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法<u>第二条第六項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき、同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法<u>第二条第五項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法<u>第三条第一項</u>に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から五年間は、第一条に規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>附則別表</p> <p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法<u>第一条第五項</u>に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に</p>

2 掲げるものを適用する。
(略)

2 掲げるものを適用する。
(略)